

審査基準整理票

処 分 名	体育館の使用の許可		
根 拠 法 令 名	大津市民体育館条例	(条項) 第3条	
基 準 法 令 名	大津市民体育館条例 大津市暴力団排除条例 大津市民体育館の管理運営に関する規則	(条項) 第4条第2項 (条項) 第3条 (条項) 第6条	
所 管 部 署	所管：市民部スポーツ課管理係		
標 準 処 理 期 間	5 日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内 容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>参考 根拠条文等 大津市民体育館条例 (使用の制限) 第4条 市長は、体育館の管理上必要があると認めるときは、<u>前条</u>の使用の許可について、必要な条件を付することができる。 2 次の各号のいずれかに該当するときは、体育館の使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 体育館の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。 (3) その他市長が体育館の管理上支障があると認めるとき。</p> <p>大津市暴力団排除条例 (市の公の施設の使用における措置) 第3条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67条）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設の使用の許可の申請があった場合又は当該公の施設使用の許可をした後において、当該施設が暴力団を利すると認めるときは、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定による場合ほか、当該使用を許可せず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。</p> <p>大津市民体育館の管理運営に関する規則 (使用の制限) 第6条 条例第4条第2項第3号の管理上支障がある場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。 (1) 営利を目的とすると認められるとき。 (2) その他館長が不適当と認めるとき。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準に記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。